

(電子メール施行)

事務連絡  
平成23年11月28日

各市町村教育委員会就学事務・学校保健担当課 御中

宮城県教育庁義務教育課  
宮城県教育庁スポーツ健康課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための  
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律  
に基づく事務処理の特例について（教育事務に係る留意点）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・児童生徒課・特別支援教育課及びスポーツ・青少年局学校健康教育課から事務連絡がありましたので送付いたします。また、当該事務連絡は、平成23年11月16日付け市町村号外で宮城県総務部市町村課から各市町村総務課長に対する通知に基づく、教育事務の処理に係る留意点となりますので、内容について御承知の上、適切に事務処理願います。

なお、下記のとおり通知文等の写しを添付いたしますので参考に願います。

#### 記

- 1 避難住民に関する特定の事務の告示等について（通知）（市町村号外 平成23年11月16日付 宮城県総務部市町村課長）
- 2 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律等の施行に係る通知について（事務連絡 平成23年8月19日付 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課）
  - ※ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律等の施行について（通知）（総行第120号 平成23年8月19日付 総務大臣）写し添付
  - ※ 官報：平成23年8月12日付 号外第176号、平成23年8月19日付 号外第181号写し添付
- 3 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒の転入学等の取扱について（依頼）（事務連絡 平成23年3月17日付 宮城県教育庁義務教育課管理班長）
  - ※ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）（22文科初第1714号 平成23年3月14日付 文部科学副大臣）写し添付

#### (担当)

○就学事務・就学援助に関すること

宮城県教育庁義務教育課

管理班 岩淵・小野寺

電話：022-211-3643

FAX：022-211-3691

○就学時の健康診断・医療費援助に関すること

宮城県教育庁スポーツ健康課

学校保健給食班 菅井・千葉

電話：022-211-3664

FAX：022-211-3796



事務連絡  
平成23年11月18日

各都道府県教育委員会就学事務・学校保健担当課  
各指定都市教育委員会就学事務・学校保健担当課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
児童生徒課  
特別支援教育課  
スポーツ・青少年局学校健康教育課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための  
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律  
に基づく事務処理の特例について（教育事務に係る留意点）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号。以下「特例法」という。）等については、平成23年8月19日付け事務連絡においてお知らせしたところですが、特例法第5条第1項の規定に基づく指定市町村及び指定都道府県（福島県）からの届出を踏まえ、同条第3項の規定に基づき、平成23年11月15日に避難住民に関する事務の範囲について告示がなされたところ（平成24年1月1日施行予定）。また、これについて、別紙のとおり、平成23年11月15日付け総行第203号により、総務省自治行政局行政課長から各都道府県総務部長に対して通知されています。

告示された事務のうちの教育事務の処理に係る留意点について、下記のとおりまとめましたので、十分御留意いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。



## 記

### 1. 避難先団体のうち都道府県が処理する教育事務について

指定市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村をいう。以下同じ。）の住民基本台帳に記録された者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているものであって、特例法第6条第1項の規定により指定市町村又は指定都道府県（福島県）の知事から氏名等を通知された者（以下「避難住民」という。）に対する、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第80条及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第1章並びに学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定により都道府県が処理することとされている、以下に示す教育事務については、避難先団体の都道府県が処理しなければならない教育事務となること。

なお、平成23年3月14日付け22文科初第1714号において通知した被災した児童生徒等に係る事務の弾力的な取扱いのうち、平成23年総務省告示第488号において告示された教育事務に係るものについては、特例法に基づく事務処理を行わなければならないこと。

#### 【都道府県が処理する教育事務】

##### (1) 児童生徒の就学等に関する事務

- 特別支援学校の設置（法第80条）
- 特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合等の通知（令第6条の2及び第6条の3）
- 区域外就学（令第9条第1項）
- 特別支援学校への就学に係る通知（令第11条（令第11条の2及び第11条の3において準用する場合を含む。））
- 小学校等に在学する児童生徒が視覚障害者等になった場合等の通知（令第12条第2項及び第12条の2第2項）
- 視覚障害者等の学齢簿の加除訂正の通知（令第13条）
- 特別支援学校の入学期日等の通知及び就学指定（令第14条及び第15条）
- 就学指定をした特別支援学校の変更とそれに係る通知（令第16条）
- 特別支援学校に係る区域外就学等（令第17条及び第18条）

##### (2) 医療費援助に関する事務

- 県立特別支援学校の小学部又は中学部に係る医療に要する費用について必要な援助（以下「医療費援助」という。）の実施（学校保健安全法第24条）

## 2. 避難先団体のうち市町村が処理する教育事務について

避難住民に対する、法第18条、第19条及び第38条（第49条において準用する場合を含む。）並びに令第1章並びに学校保健安全法第11条、第12条及び第24条並びに学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第3条及び第4条の規定により市町村が処理することとされている、以下に示す教育事務については、避難先団体の市町村が処理しなければならない教育事務となること。

なお、平成23年3月14日付け22文科初第1714号において通知した被災した児童生徒等に係る事務の弾力的な取扱いのうち、平成23年総務省告示第488号において告示された教育事務に係るものについては、特例法に基づく事務処理を行わなければならないこと。

### 【市町村が処理する教育事務】

#### (1) 児童生徒の就学等に関する事務

- 就学義務の猶予又は免除（法第18条）
- 小・中学校の設置（法第38条（第49条において準用する場合を含む。））
- 学齢簿の編製（令第1条から第3条まで）
- 児童生徒等の住所変更に関する届出の通知（令第4条）
- 入学期日等の通知及び就学指定（令第5条（令第6条において準用する場合を含む。）及び第7条）
- 特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合等の通知（令第6条の2第2項、第6条の3第2項及び第3項並びに第6条の4）
- 就学指定をした小・中学校の変更とそれに係る通知（令第8条）
- 区域外就学等（令第9条及び第10条）
- 特別支援学校への就学に係る通知（令第11条（令第11条の2及び第11条の3において準用する場合を含む。））
- 小学校等に在学する児童生徒が視覚障害者等になった場合等の通知（令第12条及び第12条の2）
- 視覚障害者等の学齢簿の加除訂正の通知（令第13条）
- 特別支援学校の入学期日等の通知及び就学指定（令第15条）
- 就学指定をした特別支援学校の変更とそれに係る通知（令第16条）
- 特別支援学校に係る区域外就学等（令第17条及び第18条）
- 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取（令第18条の2）
- 保護者への出席の催促等（令第20条及び第21条）
- 全課程修了者の通知（令第22条）

○ 就学時の健康診断の実施等（学校保健安全法第11条及び第12条、学校保健安全法施行令第3条及び第4条）

(2) 就学援助等に関する事務

○ 就学援助及び医療費援助の実施（法第19条、学校保健安全法第24条）

3. 指定市町村の長又は指定都道府県（福島県）知事から特例法第6条第3項の規定に基づく通知を受けた場合の教育事務の取扱い

特例法第6条第3項の規定に基づき、特定の避難先団体において処理することを要しないと認める教育事務について、指定市町村の長又は指定都道府県（福島県）の知事が当該避難先団体の長に対してその旨を通知した場合には、上記1.及び2.に示す教育事務について、当該指定市町村又は指定都道府県（福島県）が引き続き処理することとなること。

4. 避難先団体において教育事務を処理する場合の留意事項

特例法第6条第2項に基づき、避難先団体において上記1.及び2.に示す教育事務を処理する場合には、以下の点に留意すること。

○ 避難先団体において、学校の設置に関する事務を処理する場合には、避難先団体に指定市町村の児童生徒のための学校の新設までを求めるものではなく、避難先団体が設置する学校において指定市町村の児童生徒を受け入れることでその事務が処理されるものと考えられること。

○ 避難住民のうち、これまで指定市町村からの区域外就学や事実上の就学をしていた児童生徒については、改めて避難先団体において学齢簿を編製する等の就学事務を処理することとなること。また、既に避難先団体に住所を異動した上で、当該避難先団体の学校に転学している児童生徒については、新たな手続は不要であること。

○ 指定市町村の教育委員会は、避難住民である児童生徒について、当該児童生徒の学齢簿を、転学した者のものと同様に、消除する必要があること。

○ 事実上の就学をしていた児童生徒については、在籍関係を正式に避難先の学校へ異動することとなるので、避難先の学校においては、当該児童生徒の指導要録の写し等を指定市町村内の学校の校長より受理し適切に保管する必要があること。

○ 避難先団体において、避難住民のうち障害のある児童生徒等の就学事務を処理する場合には、当該児童生徒等に対する適切な支援が継続的に実施されるよう、当該児童生徒等の教育的ニーズ及び当該児童生徒等に対する支援の内容を可能な限り把握した上で対応する必要があること。

○ 避難住民のうち要保護者である者に対して就学援助を行った場合には、要保護児童生徒援助費補助金の対象となるが、避難先団体及び指定市町村は、相互に連携を図るなど重複して支給することがないように努めるとともに、補助金変更交付事務について適切に処理すること。

《本件連絡先》

○就学事務一般について

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係 尾西、猪野、山本  
電話：03-5253-4111（内線 3745、2007）

○特別支援教育関係の就学事務について

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係 遠藤、岡、菅原  
電話：03-5253-4111（内線 3193）

○学用品費に係る就学援助について

初等中等教育局児童生徒課就学支援係 岡島、浜野  
電話：03-5253-4111（内線 2389）

○医療費及び学校給食費に係る就学援助について

スポーツ・青少年局学校健康教育課庶務・助成係 中村、西田  
電話：03-5253-4111（内線 2693）

○就学時の健康診断について

スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係 工藤、水谷  
電話：03-5253-4111（内線 2918）



(電子メール施行)

市 町 村 号 外  
平成23年11月16日

各市町村総務課長 殿

宮城県総務部市町村課長  
(公印省略)

避難住民に関する特定の事務の告示等について (通知)

このことについて、別添のとおり総務省自治行政局行政課長から通知がありましたので、適切に事務処理願います。

担 当	市町村課行政第一班 泉
電 話	022-211-2333
F A X	022-211-2299
E-mail	izumi-da141@pref.miyagi.jp

総行行第203号

平成23年11月15日

各都道府県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

避難住民に関する特定の事務の告示等について(通知)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務(法律又は政令により指定市町村又は指定県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、当該団体が処理することが困難であるもの)の届出があり、同条第3項の規定に基づき、平成23年11月15日付けで当該事務を告示しました。

今般告示された事務(以下「特例事務」という。特例事務の範囲については別添告示を参照。)については、今後、法第6条第1項の規定に基づき指定県又は指定市町村から避難住民の避難場所等を通知することにより避難先団体が処理することとなります。貴職におかれては、下記事項に留意の上、法の適切な運用について格別のご配慮をいただくとともに、貴都道府県の関係部局及び貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 避難住民に係る事務処理の特例等に関する事項(法第6条及び第7条関係)

避難先団体において特例事務を処理するにあたり、一定の準備期間が必要となることから、特例事務の告示の施行日を平成24年1月1日としていること。法に基づく避難住民の避難場所等の通知については告示の施行後に行われることとなるが、指定県及び指定市町村は、平成23年11月15日以降、避難先団体における



事務処理の準備のため、避難住民の避難場所等の情報その他の事務処理に必要な情報を、個人情報取扱に留意の上、提供されたいこと。告示の施行日までの間の指定県又は指定市町村からの事務の引継ぎ等について遺漏のないよう準備を行われたいこと。

なお、事務の引継ぎにあたっての留意事項や、国庫補助負担金の交付先を避難住民に係る事務を処理した避難先団体とする際の手続等については、関係各省から各都道府県に対しできるだけ早期に助言するよう依頼しているところ。当該助言があった場合には、市町村担当課を含む関係各課において情報を共有すること。

#### 第2 避難住民に係る事務処理の特例に係る費用に関する事項（法第9条関係）

特例事務の処理に要する経費については、国庫補助負担金については避難住民に係る事務を処理した避難先団体に交付することとし、また、避難先団体において新たに生じる負担については、所要の地方財政措置を講じることとしており、今年度は所要の特別交付税措置を講じる予定であること。

#### 第3 避難住民に対する役務の提供に関する努力義務に関する事項（法第10条関係）

法第10条第1項の規定により、避難先団体において住民に対して行っている役務の提供であって法律又は政令により処理することとされている事務に係るもの以外のものについては、避難住民に対しても行うよう努めることとされたことから、避難住民に対する役務の提供についても配慮をされたいこと。

#### 第4 東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置に関する事項（法附則第3条関係）

特例事務とされた事務については、避難住民以外の者であって、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされているもの（以下、「区域外避難者」という。）に係る事務処理についても困難である場合が想定されることから、必要に応じて地方自治法上の事務の委託を行うなど、避難元団体又は避難先団体において適切に処理するよう配慮されたいこと。

避難先団体において住民に対して行っている役務の提供であって法律又は政令により処理することとされている事務に係るもの以外のものについては、法第10条第1項の趣旨を踏まえ、区域外避難者に対する役務の提供についても配慮をされたいこと。

第3及び第4で示した法第10条第1項及び附則第3条の規定に基づく事務処理に関して新たに生じる負担を含め、今年度、避難者の受入れに要する経費や被災団体における特別の財政需要について、所要の特別交付税措置を講じる予定であること。

○総務省告示第四百八十八号  
 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対するための避難住民に係る事務処理の  
 特別及び住所移動者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五條第一項の規定に  
 基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、同条第三項の  
 規定に基づき、告示する。  
 平成二十三年十一月十五日  
 総務大臣 川端 達夫

届出をした指定県 の名称	届出をした指定市 の名称	届出に係る事務の範囲	
		法律又は政令	事務
福島県	いわき市 田村市 南相馬市	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十五号） 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十八号） 児童扶養手当法（昭和三十三年法律第二百二十八号） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第百三十四号）	学校教育法第八十条及び学校教育法施行令第一一章の規定により都道府県が処理することとされている事務 学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条及び第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条の五において準用する場合を含む。並びに第二十五条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）において準用する児童扶養手当法第八条及び第二十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条から第三十七条までの規定により行政庁が処理することとされている事務
		法律又は政令	事務

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)	予防接種法第三條、第七條、第七條の二、第三條から第七條まで及び第六條(第三條の二)の規定により市町村が処理することとされている事務	児童福祉手当法(昭和三十三年法律第五十六号)及び予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)	児童福祉手当法第四條、第六條、第八條、第十二條、第十四條から第十六條まで及び第十九條、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條の規定により市町村が処理することとされている事務	老人福祉法(昭和二十八年法律第三十三号)	老人福祉法第五條の四第一項、第十一條に係る部分に限る。第十一條、第十二條、第十七條及び第十八條の規定により市町村が処理することとされている事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百七号)	一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第三十四條)において使用する児童福祉手当法第八條及び第九條の規定により市町村が処理することとされている事務 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第三十五條から第三十七條までの規定)により行政庁が処理することとされている事務 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第三十八條)の規定により市町村が処理することとされている事務 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第三十九條)の規定により市町村が処理することとされている事務	母子保護法(昭和四十年法律第四十一号)	母子保護法第八條の二、第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條及び第十七條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	介護保険法(平成九年法律第九十二号)	介護保険法第十四條、第十五條、第十九條、第四項第二項、第五項、第四十五條の四第一項及び五條の四十六の規定により市町村が処理することとされている事務	障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)	障害者自立支援法第十五條、第十六條及び第十七條第一項第二号並びに同法第二十一條の規定により市町村が処理することとされている事務
---	---	---	--	----------------------	---	---	--	---------------------	---	--------------------	---	---	---

届出をした指定町村の名称	法律又は政令	届出に係る事務の範囲
福島県 川俣町 広野町 楡葉町 喜岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)及び予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号) 老人福祉法(昭和二十八年法律第三十三号) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百七号) 母子保護法(昭和四十年法律第四十一号) 介護保険法(平成九年法律第九十二号) 障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)	学校教育法第十八條、第十九條及び第三十八條(並に予防接種法施行令第三章の規定)により市町村が処理することとされている事務 児童福祉法第二十四條及び第五十六條の規定により市町村が処理することとされている事務 予防接種法第三條、第七條、第七條の二、第三條から第七條まで及び第六條(第三條の二)の規定により市町村が処理することとされている事務 老人福祉法第五條の四第一項、第十一條に係る部分に限る。第十一條、第十二條、第十七條及び第十八條の規定により市町村が処理することとされている事務 一 学校保健安全法第二十四條の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 二 学校保健安全法第二十四條の規定により市町村が処理することとされている事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第三十四條)において使用する児童福祉手当法第八條及び第九條の規定により市町村が処理することとされている事務 母子保護法第八條の二、第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條及び第十七條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 介護保険法第十四條、第十五條、第十九條、第四項第二項、第五項、第四十五條の四第一項及び五條の四十六の規定により市町村が処理することとされている事務 障害者自立支援法第十五條、第十六條及び第十七條第一項第二号並びに同法第二十一條の規定により市町村が処理することとされている事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第三十九條)の規定により市町村が処理することとされている事務

附則  
この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

平成 23 年 11 月 15 日

## 原発避難者特例法に基づく特例事務の告示

原発避難者特例法<sup>※1</sup>に基づく指定市町村及び福島県からの届出を受け、指定市町村又は福島県が提供すべき行政サービスのうち、避難住民の方に自ら提供することが困難であるものを、特例事務として本日告示しました。

指定市町村から住民票を移さずに避難している避難住民の方には、避難先団体から 10 法律 219 事務に関する行政サービスが提供されることとなります。

特例事務については、今後、1 か月半の準備期間の後、指定市町村又は福島県から避難先団体への、避難住民の方の避難場所等の通知を経て、避難先団体から行政サービスが提供されることとなります。

## ○特例事務の概要

【医療・福祉関係】 8 法律 166 事務<sup>※2</sup>

- ・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）
- ・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

【教育関係】 2 法律 53 事務<sup>※2</sup>

- ・児童生徒の就学等に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

※1 原発避難者特例法：東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）

※2 事務数は事務の根拠となる法律又は政令の条項数によるもの。

【連絡先】自治行政局行政課

(植田理事官、中西主査、保科主査)

電話：03-5253-5510（直通）

FAX：03-5253-5511



事 務 連 絡

平成23年8月19日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律等の施行に係る通知について

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則（平成23年総務省令第119号）については、別紙写しのとおり、平成23年8月19日付け総行第120号をもって、総務大臣から各都道府県知事等に対して通知されましたので、御連絡いたします。本法律等の施行に伴う、教育事務の処理に係る留意点等については、別途お知らせいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、本法律等の内容について十分に御了知の上、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いします。

《本件連絡先》

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

企画係 清水（内線2589）

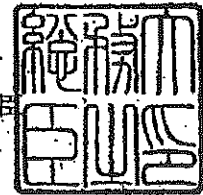
電話：03-5253-4111（代表）

写

総行行第120号  
平成23年8月19日

各都道府県知事 殿  
各都道府県議会議員 殿

総務大臣



東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための  
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律  
等の施行について（通知）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号。以下「法」という。）は、平成23年8月12日に公布され、同日施行することとなりました。また、これに併せて、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則（平成23年総務省令第119号。以下「総務省令」という。）が平成23年8月19日に公布され、同日施行することとなりました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 趣旨に関する事項（法第1条関係）

この法律は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

## 第2 定義に関する事項（法第2条関係）

- 1 この法律において「指定市町村」とは、第3の1により指定された市町村をいうものとする。
- 2 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいうものとする。
- 3 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているものをいうものとする。
- 4 この法律において「住所移転者」とは、平成23年3月11日において指定市町村の区域内に住所を有していた者のうち、当該指定市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されているものをいうものとする。
- 5 この法律において「特定住所移転者」とは、住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、第10の1から3までに定める施策の対象となることを希望する旨の申出をしたものをいうものとする。  
なお、指定市町村の条例には、住所移転者の申出の手続（申出事項・申出書の様式）、申出事項についての指定都道府県への情報提供などについて定めることが考えられること。

## 第3 指定市町村の指定等に関する事項（法第3条関係）

- 1 総務大臣は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となった区域をその区域を含む市町村であつて、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができるものとする。
  - ① 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
  - ② 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
  - ③ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
  - ④ ①から③までのほか、これらに類するものとして政令で定める指示
- 2 総務大臣は、1による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする市町村を包括する都道府県の知事の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。
- 3 2により都道府県知事が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。
- 4 総務大臣は、1による指定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。

第4 避難住民の届出等に関する事項（法第4条・総務省令関係）

- 1 第3の4による指定市町村の告示の日（以下「告示日」という。）において当該指定市町村の避難住民である者は、告示日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難している場所（以下「避難場所」という。）を届け出なければならないものとする。ただし、当該避難住民が、告示日前に当該指定市町村の長に当該届出に相当する行為をした場合であって、当該行為に係る避難場所が告示日における避難場所であるときは、この限りでないものとする。

なお、「当該届出に相当する行為をした場合」としては、告示日前に指定市町村に避難場所等の情報を届け出ている場合や、全国避難者情報システムに基づいて避難先の市町村に対して情報提供書面を提出し、避難先の市町村から指定市町村に情報提供がなされている場合が考えられること。

- 2 告示日後に新たに避難住民となった者は、避難住民となった日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難場所を届け出なければならないものとする。
- 3 1又は2による届出をした避難住民は、避難場所を移したとき又は避難住民でなくなったときは、避難場所を移した日又は避難住民でなくなった日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその旨を届け出なければならないものとする。
- 4 1から3までによる届出の方法については、以下のとおり総務省令で定めるものとする。

- (1) 1から3までによる届出は、総務省令の別記様式に準じて作成する届出書を指定市町村の長に提出することによって行うものとする。
- (2) (1)による届出書の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができるものとする。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、(1)に規定する届出書を当該届出をする避難住民の避難場所をその区域に含む市町村の長が受け付け、当該市町村の長が、当該届出に係る事項を当該市町村の長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と指定市町村の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて指定市町村の長に伝達した場合は、その受け付けた日に(1)の規定により届出書が提出されたものとみなすものとする。

これは、全国避難者情報システムに基づいて避難先の市町村に対して情報提供書面を提出し、避難先の市町村から指定市町村に情報提供がなされる場合が考えられること。

- 5 4(1)から(3)までの場合においては、指定市町村の長又は避難先市町村の長は、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、



許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて指定市町村の長が適当と認める書類を提示する方法その他これに準ずるものとして指定市町村の長又は避難先市町村の長が適当と認める方法により、可能な限り届出人が本人であることを確認すること。

- 6 指定市町村の長は、1から3までによる届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

#### 第5 避難住民に関する特定の事務の届出等に関する事項（法第5条関係）

- 1 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、法律又はこれに基づく政令により当該指定市町村又は指定都道府県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであつて、当該指定市町村又は指定都道府県が処理することが困難であるものがあるときは、総務大臣に対し、当該事務の範囲を届け出ることができるものとする。

なお、指定市町村の長が届出をするときは、指定都道府県の知事を経由するものとされていることから、指定都道府県においては、避難先の市町村又は都道府県における事務処理が円滑に行われるよう、指定市町村ごとに届け出ようとする事務の範囲について、適宜調整を図られたいこと。

- 2 総務大臣は、1による届出を受けたときは、当該届出をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該届出に係る事務の範囲を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。

#### 第6 避難住民に係る事務処理の特例等に関する事項（法第6条及び第7条関係）

- 1 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、第5の2により告示された事務（以下「特例事務」という。）について、避難住民の避難場所をその区域に含む市町村又は都道府県であつて法律又はこれに基づく政令により特例事務と同種の事務を処理することとされているもの（以下「避難先団体」という。）の長に当該避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び避難場所を通知することにより、当該避難先団体が処理することとすることができるものとする。
- 2 1の通知を受けた避難先団体は、当該通知に係る避難住民（5の通知に係る避難住民を除く。）に関する特例事務を処理するものとする。
- 3 1及び2は、特例事務のうち、避難住民の避難の状況その他の事情を勘案して特定の避難先団体においては処理することを要しないと認めるものについて、指定市町村の長又は指定都道府県の知事が当該避難先団体の長に対してその旨を通知した場合における当該特例事務については、適用しないものとする。
- 4 3の通知を受けた避難先団体の長は、直ちに当該通知をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該通知を受けた特例事務を告示しなければならないものとする。
- 5 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、1の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、

- 直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならないものとする。
- 6 5の場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、1の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならないものとする。
- 7 指定市町村の長は、1、5又は6の通知をしようとする場合において、避難先団体が市町村であるときは、指定都道府県の知事及び避難先団体を包括する都道府県の知事を経由して行うものとし、避難先団体が都道府県であるときは、指定都道府県の知事を経由して行うものとする。
- 8 指定都道府県の知事は、1、5又は6の通知をしようとする場合において、避難先団体が市町村であるときは、避難先団体を包括する都道府県の知事を経由して行うものとする。

**第7 避難住民に係る事務処理の特例に係る法令の規定の適用に関する事項（法第8条関係）**

第6の2により特例事務を避難先団体が処理する場合においては、当該避難先団体が特例事務と同種の事務を処理する場合に適用される法令の規定が適用されるものとする。

**第8 避難住民に係る事務処理の特例に係る費用の負担に関する事項（法第9条関係）**

- 1 第6の2により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、指定市町村又は指定都道府県において経費を負担する事務として総務大臣が国の関係行政機関の長と協議して告示で定める事務に要する経費を除き、当該避難先団体が負担するものとする。
- 2 国は、1により避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

**第9 避難住民に対する役務の提供に関する努力義務に関する事項（法第10条関係）**

- 1 第6の1の通知を受けた避難先団体は、その住民に対して行っている役務の提供であって法律又はこれに基づく政令により当該避難先団体が処理することとされている事務に係るもの以外のものを、第6の1の通知に係る避難住民に対しても行うよう努めるものとする。
- 2 国は、第6の1の通知を受けた避難先団体が第6の1の通知に係る避難住民に対して1に規定する役務の提供を行った場合には、当該役務の提供に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**第10 特定住所移転者に係る施策等に関する事項（法第11条関係）**

- 1 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であって当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供するものとする。

2. 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者と指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努めるものとする。
3. 1及び2のほか、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努めるものとする。
4. 国は、指定市町村及び指定都道府県が1から3までに定める施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第11 住所移転者協議会に関する事項（法第12条関係）

1. 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができるものとする。
2. 住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が選任するものとする。
3. 住所移転者協議会の構成員の任期は、条例で定める期間とする。
4. 住所移転者協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるものとする。
5. 住所移転者協議会は、第10の1から3までに定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べるものとする。
6. 指定市町村の長その他の機関は、5の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとする。
7. 1～6に定めるもののほか、住所移転者協議会の構成員の定数その他の住所移転者協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

#### 第12 施行期日等に関する事項

1. この法律は、公布の日から施行するものとする。（附則第1条関係）
2. この法律の施行の日から住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第1条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、第2の3及び4中「住民基本台帳に記録されている」とあるのは、「住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている」とするものとする。（附則第2条関係）
3. 国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする。（附則第3条関係）

なお、国が講ずる措置については、避難住民に係る措置の運用状況等を踏まえ、別途通知を行う予定であること。

郵便物等送付不可



(号 外) 独立行政法人国立印刷局

目次

法 律

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律 (九六)

○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (九七)

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律 (九八)

政 令

○地方税法施行令の一部を改正する政令 (二五八)

○玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令 (二五九)

○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (二六〇)

省 令

○地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令 (総務一一八)

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 (厚生労働・国土交通二)

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (国土交通六四)

○環境省組織規則の一部を改正する省令 (環境一六)

告 示

○町を市とする処分の件 (総務三八六)

○市の境界確定の件 (同三八七)

○アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受について関税定率法第六條第一項の規定により報復関税を課することが決定された件 (財務二七八)

○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令第二條第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件 (農林水産二五三)

公 告

諸事項

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人酒類総合研究所の役員  
の任命、独立行政法人産業技術総合  
研究所特定計画型型式承認、平成二  
十二年事業年度財務諸表、独立行政法  
人国立健康・栄養研究所、独立行政  
法人労働安全衛生総合研究所・日本  
年金機構、東日本高速道路株式会  
社工事開始、公認会計士等の登録及  
び登録抹消、土庫家屋調査士名簿登  
録等、日本弁護士連合会職決・懲戒  
の処分関係  
地方公共団体  
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係  
会社その他  
会社決算公告

本号で公布された  
法令のあらまし

◆東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律 (法律第九六号) (総務省)

一 地方税法に関する事項

1 不動産取得税

(一) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋 (以下「対象区域の家屋」という。) の同日における所有者等が、当該家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋 (以下「代替家屋」という。) の取得をした場合において、当該取得が同日から起算して三月 (代替家屋が同日以後に新築されたものであるときは、一年) を経過する日までの間に完了したとき限り、新築した当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域の家屋の床面積の割合を乗じて得た額を償得から控除する課税標準の特別措置を講ずることとした。(附則第五一条関係)

(二) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供された土地 (以下「対象土地」という。) の同日における所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地を当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合において、当該取得が同日から起算して三月を経過するまでの間に完了したとき限り、償得に当該代替家屋の敷地の面積の割合を乗じて得た額を償得から控除する課税標準の特別措置を講ずることとした。(附則第五一一条関係)





（避難住民に対する役務の提供に関する努力義務）

第十條 第六條第一項の通知を受けた避難先団体は、その住民に対して行つてゐる役務の提供であつて法律又はこれに基づき命令により当該避難先団体が担當するものとされている業務に係るもの以外のものを、同項の通知に係る避難住民に対しても行つよう努めるものとする。

第十一條 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対して、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であつて当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供することを要するよう努めるものとする。

第十二條 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者に対する事業の推進に努めるものとする。

第十三條 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができる。

第十四條 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が指定する。

第十五條 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が指定する。

は必要と認められるに付いて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べることができるとする。

指定市町村の長その他の機関は、前項の意見を聴き、必要があると思つたときは、適切な措置を講じなければならない。

前各項に定めるもののほか、住所移転者協議会の構成員は、指定市町村の長その他の機関に意見を述べ、必要があると思つたときは、適切な措置を講じなければならない。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

政令第二五十八号

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣府 官報 直入



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則(総務一八九)

〔告示〕

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件(農林水産一五九七)

○出願公表後に名称変更がなされた件(同一五九八)

〔公告〕

諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会公示送達・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記関係  
地方公共団体  
公債償還(東京都区)、行旅死亡人  
公示送達関係  
会社その他  
会社決算公告

省令

○総務省令第百十九号  
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号)第四条第一項から第三項までの規定に基づき、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則を次のように定める。  
平成二十三年八月十九日  
総務大臣 片山 善博

第一条 この省令において使用する用語は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(以下「法律」という。)において使用する用語の例による。  
(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(以下「法律」という。)において使用する用語の例による。  
(定義)

第三条 法第九十八号第一項から第三項までの規定による届出書は、別記様式に準じて作成する届出書を指す。  
第四条 法第九十八号第一項から第三項までの規定による届出書は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第一條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第三項に規定する信書便若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第三項に規定する届出書を当該届出書とする。  
第五条 法第九十八号第一項に規定する届出書は、以下同じ。の長が受け付け、当該届出に係る事項を当該市町村の長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と指定市町村の長の使用に係る電子計算機とを連気通信回線接続した電子情報処理機構を用いて指定市町村の長に伝達した場合、その受け付けた日に同項の規定により届出書が提出されたものとみなす。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。



何市（町村）長殿

避難住民届

届出年月日：平成何年何月何日

①氏名		②生年月日		④避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所）			
(ふりがな)		明・大・昭・平 年 月 日		市 郡 町 村			
						③性別	
(漢字)		男・女		県			
⑤避難先市町村における避難場所			⑥避難先の名称（施設名又は個人宅等）				
都 道 府 県			市 郡 町 村			⑦当該避難場所における滞在開始日	
						平成 年 月 日	
(特別区の区分)		番 号		⑧連絡先代表者及び連絡先【任意】			
郡 町 村		(マンション・アパート名及び部屋番号)		⑨連絡先代表者でない			
				連絡先電話番号			
				⑩当該避難場所における滞在終了日			
				平成 年 月 日			

届出事項  
 避難住民となったため、上記の事項を届け出ます。  
 避難場所に変更があったため、上記の事項を届け出ます。  
 避難住民でなく、上記の事項を届け出ます。

<記入時の留意事項>  
 ⑩の「連絡先代表者」とは、行政機関から世帯等を代表して連絡を受けることのできる者をいう。連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には、「一」を記入。



(電子メール施行)

事 務 連 絡  
平成 23 年 3 月 17 日

各市町村教育委員会学籍担当者 殿

宮城県教育庁義務教育課管理班長

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒の転入学等の取扱について(依頼)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被災した地域の義務教育諸学校の児童生徒の中には、保護者の転居、疎開等により他の地域の学校への転入を希望する者があると考えられます。

今回の災害により被害を受けた市町村の中には、住民票の異動や関係書類の送付等が行えない場合もあることから、各市町村教育委員会においては、下記を参考に、被災した児童生徒が転学を希望してきた場合は、可能な限り弾力的に取扱い速やかに対応願います。

記

1 被災児童生徒の受入について

平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学大臣通知(別添)に基づき、下記に留意の上取扱い願います。

(参考)

「住民基本台帳の制定に伴う学校教育法施行令及び学校教育法施行規則の一部改正について(学齢簿関係)」(昭和42年10月2日 文初財396号 文部省初等中等教育局長通達)(別添)

(一部抜粋)

1 学校教育法施行令の一部改正について

(2)・・・省略 なお、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有する者であれば、この者についても学齢簿を編製すること。・・・省略・・・

(1) 居住地の判断

住民票等の異動ができないことも考えられることから、上記(1)を準用し、現在の避難先等に住所を有する者として柔軟に対応すること。

(2) 学籍事務

イ 被災児童生徒であることが確認された場合は、転入学の事務手続きは可能な限り簡便に行うこと。

ロ 学籍情報については、聞き取り等により確認も可能であること。

ハ 転入学前の学校及び市町村教育委員会と可能な限り連絡調整を図ること。

ニ 関係書類については、学校及び関係市町村(教育委員会)の事務処理の体制が整い次第整備する必要があること。

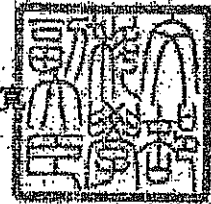
担当：宮城県教育庁  
義務教育課管理班  
主幹 早坂利昭  
TEL：022-211-3642  
FAX：022-211-3691  
E-mail：  
hayasaka-to949@pref.miyagi.jp



22文科初第1714号  
平成23年9月14日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣  
鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の  
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いいたします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

- 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて  
被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。  
なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに、収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。
- 義務教育段階における教科書の取扱いについて  
被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書を無償給与することができること。  
なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は幼児の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課企画係  
渡邊，菅谷，江間  
（電話）03-6734-2589  
（FAX）03-6734-3731  
（E-mail）svoto@mext.go.jp

(電子メール施行)

事 務 連 絡  
平成23年11月28日

各教育事務所（地域事務所） 御中

義 務 教 育 課  
ス ポ ー ツ 健 康 課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための  
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律  
に基づく事務処理の特例について（教育事務に係る留意点）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・児童  
生徒課・特別支援教育課及びスポーツ・青少年局学校健康教育課から事務連絡がありましたの  
で送付いたします。

なお、各市町村教育委員会には、別添写しのとおり当課から送付済みであることを申し添え  
ます。

(担 当)

○就学事務・就学援助に関すること

義務教育課

管理班 岩淵・小野寺

電 話：022-211-3643

F A X：022-211-3691

○就学時の健康診断・医療費援助に関すること

スポーツ健康課

学校保健給食班 菅井・千葉

電 話：022-211-3664

F A X：022-211-3796

事 務 連 絡  
平成 23 年 11 月 28 日

特別支援教育室 }  
高校教育課 } 御中

義 務 教 育 課  
ス ポ ー ツ 健 康 課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための  
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律  
に基づく事務処理の特例について（教育事務に係る留意点）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・児童  
生徒課・特別支援教育課及びスポーツ・青少年局学校健康教育課から事務連絡がありましたの  
で送付いたします。

(担 当)

○就学事務・就学援助に関すること

義務教育課管理班 岩淵・小野寺

電 話：3643

○就学時の健康診断・医療費援助に関すること

スポーツ健康課学校保健給食班

菅井・千葉

電 話：3664